

議案第 76 号

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行  
に関する条例の廃止について

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条  
例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行  
に関する条例を廃止する条例

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条  
例（平成 13 年条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例  
の一部改正）

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例  
（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市川駅南口地区市街地再開発審査会委員の項を削る。

## 理 由

市川都市計画事業市川駅南口地区第一種市街地再開発事業に係る事務が完了したことに伴い、本条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。